

八戸市震災復興本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、八戸市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 復興本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復興の総括及び企画調整に関すること。
- (2) 八戸市復興計画の決定、進行管理及び見直しに関すること。
- (3) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 復興本部は、別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 本部長は、復興本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(市民、関係団体等の意見の反映)

第5条 復興本部は、復興計画の策定に当たっては、市民、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるものとする。

(関係課長会議)

第6条 復興計画案の策定その他必要な事項の処理のため、復興本部に関係課長会議を置く。

(事務局)

第7条 復興本部の事務局を総合政策部政策推進課震災復興推進室に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総合政策部長
	まちづくり文化スポーツ部長
	総務部長
	財政部長
	商工労働観光部長
	農林水産部長
	福祉部長
	健康部長
	市民防災部長
	環境部長
	建設部長
	都市整備部長
	交通部長
	市民病院事業管理者
	市民病院事務局長
	教育長
	教育部長
	会計管理者
	八戸地域広域市町村圏事務組合事務局長（総務部理事）
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（総務部理事）
八戸圏域水道企業団副企業長	